



## 平成29年版 過労死等防止対策白書

### ■労働災害認定に用いられる時間外労働の目安

長時間労働と健康障害には関連性があるとされ、労働災害認定では、時間外労働と過労死との因果関係を以下の3つの基準で判断することとされています。

- ①発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合
- ②発症前1か月間におおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合
- ③発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたりおおむね45時間を超える時間外労働がある場合、時間外労働時間が長くなるほど業務と発症との関連性が強いと判断されています。

もし、従業員に脳、心臓疾患の症状が出た場合、上記基準に照らし合わせて、発症の直前に長時間労働の実態が認められれば、疾患と長時間労働との関連性が深い、つまり、因果関係を認め、労災と認定さ

れる傾向が強くなっています。

### ■労働時間の推移について

平成27年に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、平成32年までに「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」との目標が掲げられています。これに対して平成28年は7.7%（429万人）と前年から0.5ポイント減少している結果となっています。性別・年代別では週60時間以上就業している労働者の割合は、30代男性が15.1%、40代男性が15.7%と最も高くなっています。

### 時間外労働等に対する 割増賃金の解釈について

#### ■平成29年7月31日付けの通達

平成29年7月31日付けで「時間外労働等に対する割増賃金の解釈について」の通達がでています。内容は以下のとおりです。

- ①時間外労働等に対する割増賃金を基本給や諸手当にあらかじめ含める方法で支払う場合には通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができるが必要であること
- ②このときの、割増賃金に当たる部分の金額が労働基準法第37条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回るときは、その差額を支払わなければならないこと。

これまで言われていた内容と同様であり、目新しい事項はありませんが、「固定残業代なので、これを越えて残業しても残業代は支払わない」という間違った解釈をしている会社があったことから、注意が必要であるということと通達が出されることとなりました。

### 年金受給に必要な 保険料納付済期間について

#### ■10年以上の保険料納付で老齢年金の受給が可能に

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済等期間（下記①～③を合算した期間）が原則として25年以上なければいけませんでしたが、平成29年8月1日から、保険料納付済等期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。この制度は保険料納付済等期間が10年以上の人が65歳以上になった場合はもちろん、すでに65歳以上の人で保険料納付済等期間が10年以上ある人も対象となります。

#### 【保険料納付済等期間】

- ①国民年金保険料を納付した期間
- ②会社員として厚生年金保険の被保険者であった期間（船員保険の被保険者であった期間や共済組合等の加入員であった期間も含みます）
- ③合算対象期間（年金制度に加入していなかった期間で一定の要件を満たしている期間を含めることができます）

ただし、年金額は、保険料を納付した期間に応じて決まりますので、10年間の納付で受け取る年金額は満額（40年間納付した場合）のおよそ4分の1になりますので、ご注意ください。



このたび、弊社のサービスをご利用いただいている皆様に、日頃の感謝の気持ちを込めまして、2018年度より対象者が発生する「無期雇用転換」と「これからの労務管理」をテーマにセミナーを開催いたします。

◆平成29年10月23日（月）

受付：15：00～

●第一部 15：30～16：30

【無期雇用転換対象者への対応】

●第二部 16：30～17：15

【これからの労務管理】

●希望者のみ 17：30～18：00

SATO社会保険労務士法人東京オフィスご案内

◆開催場所

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-33-6

TEL: 03-5950-1200

ホテルベルクラシック東京 6F/コンチェルト

※JR 山手線大塚駅【南口改札】を出て右折

徒歩1分

御蔭様で多数の参加希望の連絡をいただいております。残りのお席もわずかとなっておりますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。

今後も皆様のお役に立てるよう、様々なセミナーを実施していく予定でございます。ぜひご参加ください。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 5 階

TEL: (03) 6831-3310